

4.2 環境の保全のための措置

4.2.1 工事の実施に係る環境の保全のための措置

本事業の実施に当たっては、建設工事による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下に示す環境の保全のための措置を講じることとする。

(1) 大気汚染

(a) 建設機械の稼動

建設機械の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設機械の効率的な使用により、稼動台数の総量を削減する。
- ② 本建設事業で使用する建設機械については、今後の技術開発及び法規制の動向を見極めながら、最新の大気汚染対策技術を積極的に採用する。なお、鉄道工事で使用する特殊な機械については、大気汚染物質の排出量が小さい機種を採用する。
- ③ 建設機械が一時的に集中して稼動しないよう、工事計画の工夫に努める（工事の平準化）。
- ④ 短期的な高濃度の発生を回避する観点から、関係機関の指導に従い工事の実施時間帯を設定する。
- ⑤ 工事規模に応じた建設機械を使用する。
- ⑥ 建設機械の整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。
- ⑦ 土工事が終了した地表面は、裸地のまま放置する期間を短くするよう配慮する（粉じん対策）。
- ⑧ 強風時及び乾燥時には、必要に応じ、散水を行う。
- ⑨ 場内道路の整備、清掃に努める。

(b) 工事関連自動車の走行

工事関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 工事用道路沿道への自動車排出ガスの影響を軽減するために、環境配慮運転指針及び走行ルート・走行時間・走行時の配慮事項や違反した場合の罰則等を記載した手引を作成する。また、工事の委託業者には、工事計画書及び交通安全計画書に常時使用する工事関連自動車の工事関係車両届等を提出させるとともに、工事関係者にはこれを遵守させる。
- ② 可能な限り低公害車を採用する。
- ③ 作業員の通勤自動車については、周辺地域の住宅地内を走行しないよう現場において指導する。
- ④ 大型の工事関連自動車の走行時間帯は、原則として8時から18時の間とし、可能な限り一般

交通の集中時間帯を避ける。また、通学路では通学時間帯を避ける。

- ⑤ 建設資材の搬出入に当たっては、資材の大きさ、使用時期、使用場所、数量等を詳細に把握し、工事関連自動車の台数が少なくなるように適切な車種を選定し、工事用道路沿道への影響を可能な限り低減する。
- ⑥ 工事関係者の通勤については、公共交通機関の利用や車両の共同利用を促進すること等により、通行車両の削減を図る。
- ⑦ 場内から出ていく自動車については、洗浄施設を設置し、タイヤの洗浄を行う。

(2) 水質汚濁

建設機械の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 工事中の濁水の流出を防止するため、十分な容量の沈砂池を確保するとともに、降雨の状況に応じた工事を実施する。
- ② 沈砂池内に堆積する土砂を定期的に除去する等、濁りの除去効果が低下しないよう維持管理を行い、河川的环境保全に努める。
- ③ 土工事が終了した地表面は、裸地のまま放置する期間を短くするよう配慮する。
- ④ 集中的な降雨時には、大量の土量を移動させない。

(3) 騒音

(a) 建設機械の稼動

建設機械の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設機械の効率的な使用により、稼動台数の総量を削減する。
- ② 低騒音型の建設機械を使用するよう努める。
- ③ 建設機械が一時的に集中して稼動しないよう、工事計画の工夫に努める（工事の平準化）。
- ④ 工事規模に応じた建設機械を使用する。
- ⑤ 建設機械の整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。
- ⑥ バックホウ、ブルドーザ等各種建設機械の使用に当たっては、実稼動時間を1日7時間とし、日祝日は工事を休止する等「騒音規制法」等に定める特定建設作業に関する規制を遵守する。
- ⑦ 夜間工事を実施する場合には、可能な限り、短時間、短期間で工事が終了するように努める。
- ⑧ 住宅地が工事区域に面する位置に防音パネル、防音シート等を設置する。

- ⑨ 防音パネル及び防音シート等の適用可能な最新の防音工法を採用するとともに、貨物専用道路の遮音壁を早期に設置できるよう検討し、工事工程を作成する。

(b) 工事関連自動車の走行

工事関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 工事用道路沿道への騒音の影響を軽減するために、環境配慮運転指針及び走行ルート・走行時間・走行時の配慮事項や違反した場合の罰則等を記載した手引を作成する。また、工事の委託業者には、工事計画書及び交通安全計画書に常時使用する工事関連自動車の工事関係車両届等を提出させるとともに、工事関係者にはこれを遵守させる。
- ② 工事関連自動車の車種構成については、台数の減少と合わせ低公害車等を使用することにより、環境負荷の低減を図る。
- ③ 作業員の通勤自動車については、周辺地域の住宅地内を走行しないよう現場において指導する。
- ④ 大型の工事関連自動車の走行時間帯は、原則として8時から18時の間とし、可能な限り一般交通の集中時間帯を避ける。また、通学路では通学時間帯を避ける。
- ⑤ コンクリートミキサ車の待機車列が周辺道路に発生しないように、コンクリートの打設作業時間及び生コン工場での出荷時間等の調整を図るとともに、吹田信号場構内にモータープールを設けることにより、コンクリートミキサ車を必要に応じて工事区域内に待機させる。
- ⑥ 工事関連自動車による警報音・合図音については、必要最小限に止めるよう委託業者及び運転者に対する指導を徹底する。
- ⑦ 建設資材の搬出入に当たっては、資材の大きさ、使用時期、使用場所、数量等を詳細に把握し、工事関連自動車の台数が少なくなるように適切な車種を選定し、工事用道路沿道への影響を可能な限り低減する。

(4) 振 動

(a) 建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設機械の効率的な使用により、稼働台数の総量を削減する。
- ② 建設機械が一時的に集中して稼働しないよう、工事計画の工夫に努める（工事の平準化）。
- ③ 建設機械の整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。

- ④ ブルドーザ等各種建設機械の使用に当たっては、実稼動時間を1日7時間とし、日祝日は工事を休止する等「振動規制法」等に定める特定建設作業に関する規制を遵守する。
- ⑤ 住宅に近接した工事箇所については、振動レベルの大きい建設機械を小型の低振動型の建設機械に置き換えて使用する等、振動軽減対策を講じる。

(b) 工事関連自動車の走行

工事関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 工所用道路沿道への振動の影響を軽減するために、環境配慮運転指針及び走行ルート・走行時間・走行時の配慮事項や違反した場合の罰則を記載した手引を作成する。また、工事の委託業者には、工事計画書及び交通安全計画書に常時使用する工事関連自動車の工事関係車両届等を提出させるとともに、工事関係者にはこれを遵守させる。
- ② 作業員の通勤自動車については、周辺地域の住宅地内を走行しないよう現場において指導する。
- ③ 大型の工事関連自動車の走行時間帯は、原則として8時から18時の間とし、可能な限り一般交通の集中時間帯を避け、また、通学路では通学時間帯を避ける。
- ④ 建設資材の搬出入に当たっては、資材の大きさ、使用時期、使用場所、数量等を詳細に把握し、工事関連自動車の台数が少なくなるように適切な車種を選定し、工所用道路沿道への影響を可能な限り低減する。

(5) 土壌汚染

- ① 環境基準の基準値を超える土壌が確認された場所については、工事の実施までの間は飛散防止もしくは雨水浸透防止の対策を行い、工事着手に当たっては、土壌汚染の除去等の適切な処理を行う。なお、具体的な方法については、関係機関と協議を行う。
- ② 本事業の実施に伴う新たな土壌汚染が発生しないよう十分配慮する。

(6) 動植物

建設機械の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 貴重な鳥類で繁殖地として利用していると考えられる種について、移動能力が低い繁殖期の工事の実施に当たって、可能な限りの対応を図る。
- ② 改変区域に分布する貴重な植物種の事業計画地外への移植は、移植先に既にある地域個体群の特性に影響を与える可能性があるため、その種が生育するに至った経緯を考慮した上で実

施する。

- ③ 植栽する樹木の種類は低木とするが、現地調査により確認された貴重種等が生息できる環境を可能な限り再現できるように生物多様性保全の見地から検討を行う。
- ④ 貨物専用道路の法面や統一型遮音壁の外壁部分に緑化を実施する際には、在来種を基本として単一植生とならないよう植物種の選択に配慮する。なお、植物種の決定に当たっては、関係機関との協議を行う。
- ⑤ 工事計画を十分検討し、事業計画地の可能な部分からの先行的な緑化を実施する。

(7) 文化財

建設機械の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 埋蔵文化財については、吹田市教育委員会、摂津市教育委員会及び大阪府教育委員会と十分協議を行い、その指導に従って事前に必要な調査や工法の工夫を行うなど適切に対応し、事業の実施が埋蔵文化財に対して極力影響を及ぼさないよう十分配慮する。

(8) 廃棄物・発生土

建設機械の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設廃材は、廃棄物の種類に応じて産業廃棄物として所定の処理業者による適正な処理・処分を行うが、できる限りリサイクルに努める。
- ② 建設等に必要の資材や本事業の実施に伴い発生する廃棄物、発生土及びパラストの運搬については、可能な限り貨物列車による運搬を行い、大型自動車の走行量を低減する。また、今後、貨物列車の運用内容が具体的に変わった段階で、関係機関に報告する。
- ③ 発生土は場内バランスを図るとともに、吹田貨物駅構内で使用し、残土を発生させない。
- ④ 除去したパラストについても吹田貨物駅構内で使用し、場外へ搬出しない。
- ⑤ 撤去工事で発生する木マクラギは可能な限り再利用に努める。ただし、事業計画地での利用については、防腐剤が周辺環境へ及ぼす影響の有無も含め、今後、関係機関と協議する。なお、防腐剤の含有が認められた木マクラギの処理方法については、周辺環境へ及ぼす影響について、十分配慮し適切に処理を行う。
- ⑥ 工事中に発生するコンクリート塊は、可能な限り事業計画地内で処理を行い、同地内で再生利用を行う。

(9) 地球環境

(a) 建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設機械については、燃焼効率の優れた二酸化炭素排出量の少ない機種を採用する。
- ② 建設機械の効率的な使用により、稼働台数の総量を削減する。
- ③ 工事規模に応じた建設機械を使用する。
- ④ 建設機械の整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。

(b) 工事関連自動車の走行

工事関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 建設資材の搬出入に当たっては、資材の大きさ、使用時期、使用場所、数量等を詳細に把握し、工事関連自動車の台数が少なくなるように適切な車種を選定し、工事用道路沿道への影響を可能な限り低減する。
- ② 工事関連自動車については、燃焼効率の優れた二酸化炭素排出量の少ない車種を採用する。

(10) 工事全般

- ① 工事の実施に当たっては、環境負荷の低い品目の調達に努める。
- ② 事業者は工事中における事後監視を実施し、事後監視報告書を吹田市及び摂津市に提出するとともに、その経過を可能な限り定期的に吹田市及び摂津市に報告する。
- ③ 工事関連自動車には、本事業に関連する車両であることを個別に容易に特定できるよう識別表示を行う。
- ④ 工事中の苦情窓口は、鉄道・運輸機構の事務所とし、夜間及び休日における作業中の苦情についても連絡場所を定める等、迅速に対応できる体制を整える。
- ⑤ 工事は、原則としてISO14001の認証を取得している等の環境配慮型企业と契約する。なお、ISO14001の認証を取得していない業者に委託する場合でも、ISO14001の認証を取得している業者と同様に、環境に配慮した工事を実施するよう指導する。
- ⑥ 市道千里丘60号線については、工事用道路としての利用はとりやめ、隣接する正雀下水処理場の用地内に工事用道路を設置する計画である。
- ⑦ 事後監視に当たっては、現況調査を実施した際と同様の地点・期間・頻度・方法で調査を実施することを基本とし、工事中の環境影響範囲及び程度を考慮し、また、建設機械の使用計

画より各地域の工事のピーク時を明らかにして、綿密な事後監視計画を立てる。吹田市・摂津市がさらに調査が必要であると判断した場合は、その求めに誠実に対応する。また、吹田市・摂津市の要請があれば事後監視結果の中間報告を行う。

- ⑧ 現存する施設の解体撤去に際しては、アスベストの使用の有無を詳細に調査し、使用されていた場合には科学的に的確な措置を行う。
- ⑨ 工事の実施状況について、関係地域住民の求めがあった場合には、協議会等の組織を設置する。

4.2.2 供用に際して講じることとした環境の保全のための措置

本事業の実施に当たっては、施設の存在・供用による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下に示す環境の保全のための措置を講じることとする。

(1) 大気汚染

(a) 貨物駅施設の稼働

貨物駅施設の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 吹田貨物駅で使用するフォークリフトについては、今後の技術開発及び法規制の動向を見極めながら、最新の大気汚染対策技術を積極的に採用する。
- ② フォークリフトの整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。
- ③ 施設のエネルギー源として重油を用いなくて、都市ガス及び電気を利用する。
- ④ 貨物関連自動車の不要なアイドリング禁止の徹底を図る。
- ⑤ 吹田貨物駅での貨物車両入替作業は、可能な限り電気機関車で行う。なお、環境負荷を低減した新型入替用ディーゼル機関車の開発を促進し、開発後は吹田貨物駅で積極的に採用する。

(b) 貨物関連自動車の走行

貨物関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 光触媒を用いた舗装を採用し、継続的に光触媒の効果が維持されるよう定期的な維持管理を行う。
- ② 貨物関連自動車の運転者に対する適正走行の周知徹底を図る。
- ③ 吹田貨物駅に出入りする大型貨物自動車については、開業時点における最新排出ガス規制に適合した低公害車等の使用を求め、特に大口の運送事業者に対しては、低公害車等の使用を

JR貨物と運送事業者間で締結する契約書で担保する。また、中小企業に対する誘導策について検討して低公害車等の使用を促進し、その結果を関係機関に報告する。

- ④ 穂波町付近及び片山町1丁目付近の地下部にアプローチする傾斜部分の2区間については、貨物専用道路の縦断勾配を可能な限り緩和する。

(2) 水質汚濁

貨物駅施設の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① フォークリフト、貨物関連自動車等の適切な点検・整備を行う。
- ② コンテナホーム等に油分がたまらないように、定期的に構内の側溝を清掃する。

(3) 騒音

(a) 貨物駅施設の稼動

貨物駅施設の稼動に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① フォークリフト運転手及びトラック運転手との合同訓練や技能競技会を定期的に行い、作業中の金属音等による断続音や異音を低減させるための作業手順や技能を作業員に修得させる。
- ② コンテナホームで発生する列車接近警報音、構内放送音については、指向性の高いスピーカを使用する。
- ③ スピーカの方向を住居地域に向けないよう配慮する。
- ④ 夜間においては可能な限りスピーカの音量を小さくする。
- ⑤ 貨物関連自動車・フォークリフトの警報の使用は最小限にする。
- ⑥ 夜間のバックブザー騒音は最小限にする。
- ⑦ 使用するフォークリフトについては全て低騒音型機種とする。
- ⑧ フォークリフト走行時の振動に伴う騒音発生を未然に防止するため、コンテナホーム等の表面については定期的に補修整備を行う。
- ⑨ 貨物列車の出発に当たっての連結器音を低減するよう、スムーズな発進に努める。
- ⑩ 一部の列車について連結作業を実施するが、騒音の低減に配慮する。
- ⑪ 場内道路を走行する貨物関連自動車の走行の適正化を図る。
- ⑫ 吹田貨物駅での貨物車両入替作業は、可能な限り電気機関車で行う。なお、環境負荷を低減した新型入替用ディーゼル機関車の開発を促進し、開発後は吹田貨物駅で積極的に採用する。

(b) 貨物列車の走行

貨物列車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 貨物列車の走行速度を遵守する。
- ② 貨物列車の走行音を低減させるために、本事業の工事施工範囲である上り貨物線は、技術的な検討を行った上で可能な範囲のロングレール化を行う。また、本事業実施に伴う敷設替えの対象外である下り貨物線のロングレール化については、引続き検討を行う。

(c) 貨物関連自動車の走行

貨物関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 貨物専用道路については、JR東海道本線の線路と交差する区間、吹田貨物駅構内の貨物線と交差する区間について地下構造を採用する。
- ② 貨物専用道路に遮音壁（高さ4m）を設置する。なお、南清和園町付近、穂波町付近及び片山町1丁目付近の地下部にアプローチする傾斜部分の遮音壁は、発生が想定される加減速音の影響を低減させるため、半覆蓋構造とする。
- ③ 貨物関連自動車の走行に伴い発生する騒音及び既存鉄道騒音の反射により発生する騒音を低減するため、原則として吸音効果のある規格統一型のR付遮音壁を採用する。
- ④ 貨物専用道路については騒音低減効果のある排水性舗装を採用し、排水性舗装の維持修繕は、舗装面の状況を見ながら適切に行うこととし、排水性舗装の効果を維持するために定期的に清掃を行う。
- ⑤ 貨物専用道路について、環境影響評価準備書記載の計画時より西吹田Bv（一般国道479号・内環状線と交差する架道橋）付近で、最大3.5m程度住宅との離隔を広げる。
- ⑥ 貨物関連自動車の走行の適正化を図る。夜間については、静かに走行するようトラック運転者に対して教育指導を行うとともに、可能な限り夜間のトラック台数を減らすよう、利用運送事業者に対し文書で要請する。
- ⑦ ジョイント部分については、フィンガージョイント等の段差による騒音の発生の少ない構造を採用する。
- ⑧ 貨物関連自動車の走行騒音を低減するために、貨物関連自動車については、低騒音型車種への転換が図られるよう運送事業者に求める。
- ⑨ 貨物専用道路の出入口から都市計画道路十三高槻線までの市道南吹田36号線は、道路管理者である吹田市と、舗装構造の検討及び遮音壁等による効果的な環境対策について協議の上、対策を実施する。

(4) 振 動

(a) 貨物駅施設の稼働

貨物駅施設の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① フォークリフトによるコンテナの積み込み、取り卸しについては、振動の低減に配慮した作業を実施する。

(b) 貨物列車の走行

貨物列車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 貨物列車の走行速度を遵守する。
- ② 貨物列車の走行に伴う振動を低減させるために、本事業の工事施工範囲である上り貨物線は、技術的な検討を行った上で可能な範囲のロングレール化を行う。また、本事業実施に伴う敷設替えの対象外である下り貨物線のロングレール化については、引続き検討を行う。

(c) 貨物関連自動車の走行

貨物関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 貨物関連自動車の走行の適正化を図る。
- ② 道路の適切な維持管理（路面の平坦性の維持）を実施する。
- ③ ジョイント部分については、フィンガージョイント等の段差による振動の発生の少ない構造を採用する。

(5) 日照障害

貨物専用道路の存在に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① J R 東海道本線の線路と交差する区間、吹田貨物駅構内の貨物線と交差する区間について地下構造、その他の区間は地平構造を採用する。
- ② 貨物専用道路が住宅に近接する区間の遮音壁は吸音効果のある規格統一型を基本的に採用することとしているが、仕様の決定（透光板の採用）に際しては、可能な限り住民の意見が反映されたものになるよう検討する。

(6) 電波障害

貨物専用道路の存在に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① JR東海道本線の線路と交差する区間、吹田貨物駅構内の貨物線と交差する区間について地下構造、その他の区間は地平構造を採用する。
- ② テレビ電波の受信障害が発生した場合には適切な対策を実施する。

(7) 景 観

(a) 貨物駅施設の存在

貨物駅施設の存在に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 貨物駅施設（駅本屋、荷捌上家、倉庫等）について、色彩などに十分配慮する。
- ② 貨物駅施設とまちづくり可能用地との境界には幅員2mの緑地帯を設けるとともに、実行可能な範囲で緑地を設置する。
- ③ 照明設備は従来の高い鉄塔からの照明方法ではなく、低い照明柱から照度を確保する方法を採用する。

(b) 貨物専用道路の存在

貨物専用道路の存在に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 色彩等に十分配慮する。
- ② 擁壁とする部分については、周辺に対する圧迫感を軽減するようなデザインを可能な限り採用する。
- ③ 貨物専用道路に設置する遮音壁については、景観を考慮した複数のデザインが選択可能であることを住民に示し、仕様の決定に際しては可能な限り住民の意見を反映する。なお、住民意見の聴取（アンケート等）に当たっては、住民がデザインや遮音効果の差異を十分に理解した上で回答できるよう工夫する。
- ④ 法面等に樹木の植栽が可能な個所には、外壁の前面に中高木を植栽する。

(8) 廃棄物・発生土

貨物駅施設の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 吹田貨物駅から発生するごみについては、構内に分別用のごみ箱を設置し、再資源化や適正処理が容易となるよう収集する。
- ② リサイクルボックスの設置や再生紙の利用を呼びかけ、廃棄物の再資源化を促進する。

(9) 地球環境

(a) 貨物駅施設の稼働

貨物駅施設の稼働に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① フォークリフトについては、燃焼効率の優れた二酸化炭素排出量の少ない機種を採用する。
- ② 省エネルギーの推進、ごみの減量化、リサイクルの促進等により環境への負荷を低減する。
- ③ フォークリフトの整備、エンジンの空ぶかし・不要なアイドリングの禁止、燃料の性状の確認及び適正な運行管理を実施する。
- ④ 貨物関連自動車の不要なアイドリング禁止の徹底を図る。
- ⑤ 環境マネジメントシステムを構築し事業活動を行い、ISO14001の継続的な取得を目指した地球環境に配慮した運営に努める。
- ⑥ 環境マネジメントシステムの一環として、グリーン購入を行う。

(b) 貨物関連自動車の走行

貨物関連自動車の走行に伴う環境影響に関して、以下の措置を講じる。

- ① 貨物関連自動車については、燃焼効率の優れた二酸化炭素排出量の少ない車種を採用する。

(10) 供用全般

- ① 開業までの技術開発の動向を踏まえた大気汚染対策技術を可能な限り採用するとともに、他の貨物駅における環境保全対策は、適用可能なものは遅滞なく、吹田貨物駅に適用する。
- ② 既存鉄道騒音対策として、以下の対策を講じる。
 - ・ 貨物専用道路沿道に住宅等のある区間には、規格統一型のR付遮音壁を設置することを基本とし、貨物専用道路を走行する貨物関連自動車の走行音や反射音と同時に既存鉄道騒音の低減を図る。
 - ・ 貨物列車の走行音を低減させるために、本事業の工事施工範囲である上り貨物線は、技術的な検討を行った上で可能な範囲のロングレール化を行う。また、本事業実施に伴う敷設替えの対象外である下り貨物線のロングレール化については、引続き検討を行う。
 - ・ 減速時に貨物列車から発生する騒音を低減する観点から、運転上のきめの細かい指導を徹底し、また車両の整備方法などについて検討を行い、可能な限り騒音低減が図られるよう努力する。
- ③ 市道南吹田36号線及び都市計画道路十三高槻線については、交差点処理方法及び同十三高槻線における環境対策等について、速やかに関係機関と協議を行い開業に併せて整備する。

- ④ 供用後の環境配慮事項の実効性が確保されるように環境側面を抽出した環境マネジメントシステムを構築し、事業活動を行う。また、これにより I S O 14001 の継続的な取得を目指す。
- ⑤ 環境マネジメントシステムの一環として、業務の実施に当たって環境に対し自主的に配慮した事項について定期的に公表を行う。
- ⑥ コンテナトラックには、本事業に関連する車両であることを個別に容易に特定できるよう識別表示を行う。
- ⑦ 事後監視を実施し、事後監視報告書を吹田市及び摂津市に提出する。
- ⑧ 事後監視に当たっては、現況調査を実施した際と同様の地点・期間・頻度・方法で調査を実施することを基本とし、供用後の環境影響範囲及び程度を考慮する。吹田市・摂津市がさらに調査が必要であると判断した場合は、その求めに誠実に対応する。また、吹田市・摂津市の要請があれば事後監視結果の中間報告を行う。
- ⑨ 貨物関連自動車が定められた経路を走行することを担保するための G P S（全地球測位システム）の活用等については、今後の技術発展や、その実用化を見極めながら走行経路の管理に努める。